

○ 子育て・教育環境の充実

(2) 待機児童解消に向けた施策の充実

(内閣府・厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 多様な保育人材確保支援策の継続・拡充
- 都市部の実勢賃料に見合った給付費等の改善
- 施設整備補助金基準額の増額及び国有地の保育所整備への対象法人の拡大

【現状・課題】

- 本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、国の「子育て安心プラン」を踏まえ、増加する保育ニーズに対し、あらゆる手立てを講じて待機児童解消に向けた施策に取り組んでいる。しかし、地価や賃料の高騰などにより、保育所等の新設は厳しく、また、全国的な保育士不足に加え、保育所等の新規開設や既存保育所における保育士の退職補充など、市内民間保育所等の保育人材確保は極めて厳しい状況である。

(多様な保育人材確保支援策の継続・拡充)

- 本市では、本市独自事業である新規採用保育士特別給付に係る補助事業等や国の保育人材確保メニューを活用して、各種の保育人材確保対策事業を実施している。しかしながら、保育士の給与水準が一般労働者よりも低いことが、保育士不足の一因として考えられ、国としても処遇改善等加算の制度拡充が図られているがまだまだ不十分であるため、国の責任において保育士のさらなる給与改善を図るべきであり、加えて**保育士の給与に直接反映されるような処遇改善の実施方法の検討が必要**である。さらに、保育の質の担保や保育士の処遇改善の適正な実施を推進するため、保育所等を運営するすべての法人（社会福祉法人、株式会社など）に対して、経験年数に基づくモデル賃金や給与規定、運営経費に対する人件費割合、内部留保額などを公表することにより、**保育士の処遇や経営の健全性の「見える化」を徹底する必要がある**。
- その上で、保育士不足は全国的な課題であることから、**保育士の働き方改革に向けてさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実を図るべきであり、保育士の休暇取得を促進するための加配制度の創設や保育士宿舍借り上げ支援事業の補助率の増など、人材確保支援策の継続・拡充が必要**である。

(都市部の実勢賃料に見合った給付費等の改善)

- 都心部では、賃貸物件を活用した保育所整備が極めて有効であるが、**公定価格における賃借料加算単価が都市部の実勢賃料と乖離しており、大都市の実情に見合っていないため、加算区分を東京都、千葉県及び埼玉県などと同列にすべき**である。また、分園が設置された保育所の賃借料加算単価については、分園単独での加算となっておらず、分園の設置促進のためには、**分園ごとの、規模に応じた加算認定が必要**であり、また、**小規模保育事業所よりも大きく下回る単価について、小規模保育事業所並みの加算単価への引き上げが必要**である。

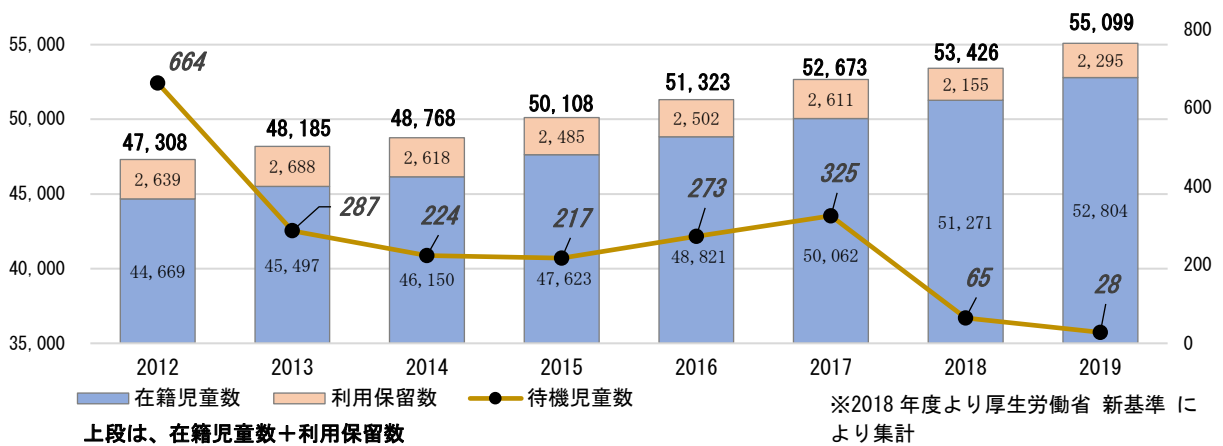
(施設整備補助金基準額の増額及び国有地の保育所整備への対象法人の拡大)

- 施設整備費は、**実整備費が国庫補助基準額を大幅に超過しており、整備を促進するためには補助基準額の増額が必要**である。
- 保育所用地の確保が困難な都心部では、**国有地の優先活用が効果的**であり、今後さらに保育所整備を加速するために、**対象を社会福祉法人以外の全ての法人に拡大することが必要**である。

担当：こども青少年局

◆保育所等在籍児童数・利用保留児童数及び待機児童数の推移（各年4月1日現在）

単位：人



◆保育士の有効求人倍率の推移

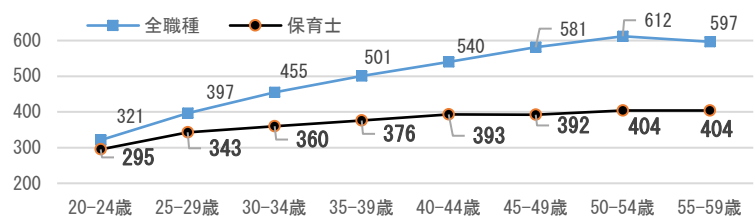


【出典】厚生労働省

「一般職業紹介状況（保育士）」

◆保育士と一般労働者の賃金水準（年収）

単位：万円



◆給付費における賃借料加算区分及び加算額（定員60人の場合）

区分	都道府県	加算額	積算
a地域	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県	月468千円	@7,800×60人
b地域	大阪府、奈良県、滋賀県ほか	月258千円	@4,300×60人

区分表のa～d地域のうち、aとb地域を抜粋

◆国有地の活用状況

平成26年4月以降開設分	4か所 定員計575人分
--------------	-----------------

国有地を活用した保育施設の整備を募集したものの、活用できなかった案件が1件あり。設置主体が増えることにより、有効な活用が可能となる。

◆施設種別ごとの賃借料加算単価及び加算額の比較

（本園定員60人・分園定員20人の場合）

	現行制度	
	単価	加算額
保育所本園「自己所有」 *本園が自己所有のため、 分園設置 賃借料加算が認定されない	0	0円
保育所本園「賃貸」 *本園60人+分園20人 で分園設置 …加算は80人で認定	@4,100	月82千円
【参考】小規模保育事業所A型(定員19人)	@15,000	月285千円

施設ごとの規模を考慮した場合(例)	
単価	加算額
@9,200	月184千円
@15,000	月285千円

施設ごとに加算認定されれば、施設形態による不公平が解消されるが、それでも同規模である小規模保育事業所の賃借料加算より低いため、単価の引き上げが必要。

◆賃貸物件による保育所を整備した場合

	賃貸物件での整備補助	実際にかかる額
整備費 (改修費)	基準額32,000千円 3/4補助	約50,000～ 100,000千円
給付費※ (賃借料加算)	月額258千円 10/10交付	月800～ 1,300千円

※平成30年度の公定価格より。（定員60人の場合）

◆自己所有による保育所を整備した場合（定員85人）

民間保育所整備補助金(※1)			実際にかかる額(※2)	
補助基準額	250百万円		整備費用平均	291百万円
補助金	187百万円	75%	補助金	187百万円
法人負担	63百万円	25%	法人負担	104百万円
				36%

※1 平成29年度基準…定員85人。

※2 平成29年度整備の4施設の費用平均（定員平均85人）